



職業病防止主体責任の要件

劉宝龍

住所: 北京市朝陽区惠新西街17号 100029

中国安全生產科学研究院

TEL: 010-64912982 FAX: 010-64893297

e-mail: liubl@chinasafety.ac.cn

URL: www.chinasafety.ac.cn



要点

- 一. 主要法令の構成
- 二. 企業の職業衛生管理の枠組み
- 三. 企業の職業病防止主体としての責任



一. 主要法令の構成

1. 法律：「職業病防止法」

2. 法規：

「塵肺病防止条例」(改正中)

「有毒物質を取り扱う作業場の労働保護条例」(改正中)

3. 部門規則(「1規定4条例」)：

職場における職業衛生監督管理規定(安監総局令第47号)

職業病有害項目届出弁法(安監総局令第48号)

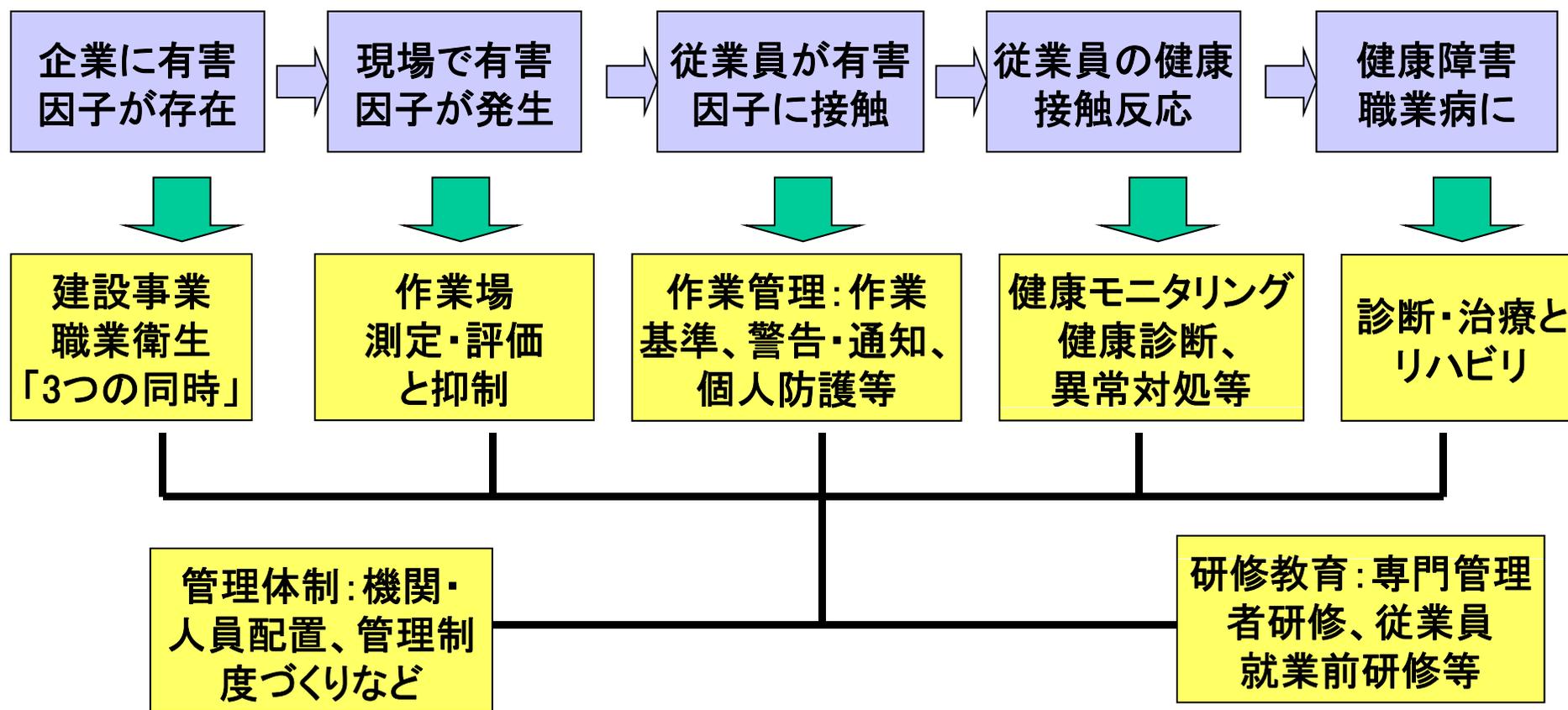
職業衛生モニタリング管理弁法(安監総局令第49号)

建設事業の職業衛生「3つの同時」監督管理に関する暫定弁法(安監総局令第50号)

職業衛生技術サービス機関の監督管理暫定弁法(安監総局令第51号)



二. 企業の職業衛生管理の枠組





三. 企業の職業病防止主体としての責任

(一) 管理体制

1. 使用者は、職業病防止のための責任制を整備し、その事業場で発生した職業病の危害に対し、責任を負わなければならない。
2. 事業場の主要責任者は、当該事業場の職業病防止全体に対し責任を負う。使用者は、職業衛生管理機関若しくは組織を設置又は指定し、当該事業場の職業病防止を担当する専任若しくは兼任の職業衛生管理者を配置しなければならない。
3. 事業場の主要責任者と職業衛生管理者は、当該事業場が従事する生産・経営活動に相応しい職業衛生知識・管理能力を備え、職業衛生研修を受けなければならない。
4. 使用者は、職業衛生管理制度と作業手順書を構築、整備しなければならない。



三. 企業の職業病防止主体としての責任

(二)「3つの同時」管理

目的

建設事業者が建設事業の設計段階で、採用した工程や設備、原材料・補助材料、製品、全体配置並びに工程と設備の配置などを通じて、事業自体に発生しうる職業病の危害因子及びその危険性の程度を十分に考慮し、使用者が職業病の防止と労働者の健康保護に役立つ新しい技術や工程、設備、材料などを採用することを奨励する。職業病防止施設の設計・施工と利用を通じて、建設事業が運転開始後に生じうる職業病危害のリスクを最大限に軽減する。



三. 企業の職業病防止主体としての責任

(二)「3つの同時」管理

法令要件

- 職業病の危害が発生しうる建設事業は、フィージビリティスタディの段階で資格のある機関に委託し、職業病危害に関する事前評価を行い、評価報告書は、安全監督部門にて届出又は審査を行う。
- 職業病の危険性が著しく高い建設事業の防護施設の設計は、安全生産監督管理部門の審査を受けなければならない。
- 職業病の危険性が普通、高い、非常に高い建設事業は、建設事業の竣工から竣工検査の前まで、資格のある機関に委託し、職業病の危険性抑制効果の評価を行い、評価報告書は、安全監督部門にて届出又は審査を行う。職業病の危険性が高い又は非常に高い建設事業について、その職業病防護施設は、安全生産監督管理部門による竣工検査を受けなければならない。



三. 企業の職業病防止主体としての責任

(二)「3つの同時」管理

特徴

- (1) 職業病の危険性がある建設事業をフェージビリティスタディ、初期設計と竣工検査という3つの段階に分けて管理を行う。
- (2) 職業病の危険性がある建設事業を「非常に高い」、「高い」、「普通」の3種類に分けて管理を行う(安監総安健[2012]73号)。
- (3) 監督管理については、評価又は設計報告書をもとに、政府の監督管理部門が中心となって実施する関係専門家による評価又は設計報告書の審査結果を依拠として、政府の監督管理部門が具体的に確認、審査及び検収・管理を行う。
- (4) 評価は、各レベルの安全生産監督管理部門が認可する職業衛生技術サービス機関が行う。



三. 企業の職業病防止主体としての責任

(二)「3つの同時」管理

職業病危険項目届出

使用者の作業場に、職業病目録に収録された職業病危害因子が存在する場合、適時且つありのままに所在地の安全生産監督管理部門にて有害項目の届出を行い、監督を受けなければならない。

使用者は、職業病危険項目の届出を行うにあたり、「職業病危険項目届出表」及び以下の書類、資料を提出しなければならない。

- (1) 使用者の概要
- (2) 作業場の職業病危害因子の種類、分布状況と曝露人数
- (3) 法令及び規則が定めるその他の書類、資料



三. 企業の職業病防止主体としての責任

(三) 測定と評価

法令要件

- 使用者は、専任の担当者による職業病危害因子の日常モニタリングを実施し、モニタリングシステムの正常な稼働を確保しなければならない。
- 使用者は、国務院安全生産監督管理部門の規定により、作業場の職業病危害因子の測定と評価を定期的に行わなければならない。放射線作業に従事する使用者は、さらに当該事業場の放射性作業者を対象に、個人曝露量のモニタリングを実施しなければならない。測定と評価の結果は、事業場の職業衛生記録に留め、定期的に所在地の安全生産監督管理部門に報告し、労働者に公表しなければならない。
- 職業病危害因子の測定・評価は、法律により設立され、国務院安全生産監督管理部門の資格認定を受けた職業衛生技術サービス機関が行う。個人曝露量のモニタリングは、衛生行政部門の許可を得た機関が行う。
- 職業衛生技術サービス機関が行う測定・評価は、客観的で、真実でなければならない。



三. 企業の職業病防止主体としての責任

(三) 測定と評価

測定すべき因子は何か？

- GBZ2「作業場有害因子の職業曝露規制値」の職業病有害因子のうち、すでに職業衛生測定基準が発布されたものは、すべて測定しなければならない。
- すでに職業曝露規制値が制定されたが、中国でまだ標準的な測定方法が制定されていないその他職業病危害因子については、使用者に対し、職業衛生測定機関に委託し、なるべく認証を受けた非標準的な測定方法又は海外の方法を参考にして識別と測定をするよう要求している。
- 中国で職業曝露規制値がまだ制定されておらず、職業的危険を招きうる危害因子については、企業に対し、職業衛生技術サービス機関に委託し、海外の測定方法を参考にして測定するよう奨励し、測定結果は、海外の職業曝露規制値を参考にして評価を行う、又は行わない。



三. 企業の職業病防止主体としての責任

(三) 測定と評価

測定すべきなのはどのような人か？

- 中国の法律では、明確に規定していない。
- 米国は曝露レベルの測定結果で、規制基準を50%超えた人を対象に定期的に測定を行っている。



三. 企業の職業病防止主体としての責任

(三) 測定と評価

測定の頻度

- 「高毒性物質リスト」(現在54品目を規定)の高毒性化学物質であれば、少なくとも月に1回。
- その他因子は少なくとも年に1回。



三. 企業の職業病防止主体としての責任

(三) 測定と評価

測定結果の評価と取り扱い

➤中国の法令は、標準規制値を超えているかどうかについてのみを規定している。

「作業場の職業病危害因子が国の職業衛生規格と衛生要件を満たしていないことを発見した場合、使用者は、直ちにそれ相応の改善策を講じなければならず、なおも国の職業衛生規格と衛生要件を満たさない場合は、職業病危害因子が存在する作業を停止しなければならない。職業病危害因子が改善され、国の職業衛生規格と衛生要求に適合して初めて作業を再開することができる」

➤外国では、レベル別のリスク管理を多く採用している。

三. 企業の職業病防止主体としての責任

(三) 測定と評価

欧米諸国でよく採用されるリスクレベルの分類方法

定義		リスクレベルの分類
$X_{95} < OEL$ 、 且つ	$X_{95} < 10\%OEL$	レベルⅠ（管理が極めて良い）
	$Ma < 10\%OEL$	レベルⅡ（管理が十分良い）
	$Ma \geq 10\%OEL$	レベルⅢ（管理が良い）
$Ma \leq OEL$ $\leq X_{95}$ 、 且つ	$Ma \leq 50\%OEL$	レベルⅣ（現在の対策の有効性を厳格にチェックし、曝露レベルがさらに下がるよう努力する。）
	$Ma > 50\%OEL$	レベルⅤ（曝露レベルを下げる対策を制定・実施する）
$Ma > OEL$		レベルⅥ（曝露レベルを下げる効果的な対策を迅速に講じる）



三. 企業の職業病防止主体としての責任

(四) 工学的規制対策

法令要件

- 使用者は、有効な職業病防護施設を導入しなければならず、その施設は、作業場の職業病危害防止に適応していなければならない。
- 急性職業危害を招きうる有毒、有害な作業場、放射線作業場及び放射性同位体の輸送、貯蔵について、使用者は、緊急救助施設を設置しなければならない。
- 職業病防護設備、緊急救助施設、個人用職業病保護具に対し、使用者は、恒常的な保守点検を行い、その性能と効果を定期的に測定し、正常な状態を確保しなければならず、勝手に撤去又は使用停止を行ってはならない。



三、企業の職業病防止主体としての責任

(四) 工学的規制対策

職業病防護施設の設置

- 粉塵、有毒物質が発生する生産工程・設備について(露天作業を行うプロセス設備を含む)、その設備やパイプを対象に効果的な密閉対策を講じ、生産工程に応じて換気・浄化措置を講じなければならない。移動しながらほこりを巻き上げる作業や有毒物質が飛散させる作業については、本工事とともにコンパクトな移動吸塵設備及び排毒設備も設計しなければならない。
- 粉塵が飛散する生産工程については、粉塵が発生する設備を対象に密閉対策を講じ、適当な局所換気・吸塵施設を設置し、粉塵の発生源を抑制しなければならない。生産工程と粉塵の性状により、湿式作業が可能な場合、湿式で粉塵を抑制しなければならない。湿式作業でなお衛生要件を満たせないときは、その他の換気・吸塵方法を採用しなければならない。
- 生産過程で非電離放射線が発生する恐れのある設備については、非電離放射線の防護計画を制定し、遮断や接地、吸収など有効な工学技術的対策及び自動化若しくは半自動化の遠距離操作を講じなければならず、遮断できないことが予想される場合は、反射隔離又は吸収隔離対策を設計しなければならない。
- 電離放射線の防止は、GB 18871及び国の関連規格に従って実施しなければならない。



三. 企業の職業病防止主体としての責任

(四) 工学的規制対策

緊急救助施設の設置

- ▶ 生産過程で大量の有害物質が突然飛散する恐れがある、又は急性中毒を引き起こしやすい、又は易燃性・爆発性の物質がある室内作業場は、事故時換気装置又は事故時排気システムと連動した漏出警報装置を設置しなければならない。
- ▶ 爆発の危険性がある可燃性ガス、粉塵又はエアロゾル等の物質が発散する作業場は、爆発防止換気システム又は事故時排気システムを設置しなければならない。
- ▶ 生産工程と毒性の特性を踏まえ、急性職業中毒が発生する恐れのある作業場で、自動警報装置の技術発展レベルに基づき自動警報又は測定装置を設置しなければならない。
- ▶ 有毒物質が存在又は発生する恐れのある作業場は、有毒物質の理化学的特性及び危害の特徴を踏まえ、現場救急用品を用意し、洗浄・散水設備や非常時避難通路、有害物質の必要な排出区域並びに風向計を設置しなければならない。
- ▶ 酸類、アルカリ類及び高危険性液体物質のタンクが置かれる区域の周辺は、有害物質の排出溝(堰)を設置しなければならない。



三. 企業の職業病防止主体としての責任

(五) 通知と警告表示

法令要件

- 職業病危害が存在する事業場は、目立つ場所に掲示板を設置しなければならない。
- 職業病危害が著しい作業部署については、その目立つ場所に警告表示と中国語の警告説明(通知カード)を設けなければならない。
- 使用者は、労働者と労働契約(雇用契約を含む)を締結するにあたり、契約通知義務を履行しなければならない。



三. 企業の職業病防止主体としての責任

(五) 通知と注意表示

通知と警告表示の内容について

- 掲示板では、職業病防止に関する規則や制度、作業手順、職業病危害の事故時緊急救助措置及び作業場の職業病危害因子の測定結果を公表しなければならない。
- 警告説明には、職業病危害の種類や結果、予防並びに緊急救助措置などの内容を明記しなければならない。
- 契約通知では、作業過程で発生しうる職業病危害及びその結果、職業病防護措置・待遇等をありのままに労働者に通知するとともに、労働契約に明記しなければならず、隠蔽又は詐欺を行ってはならない。



三. 企業の職業病防止主体としての責任

(六) 設備と化学物質の管理

法令要件

- 職業病危害が発生しうる設備を使用者に提供する場合、中国語の取扱説明書を提供するとともに、設備が目立つ箇所に警告表示と中国語の警告説明を設けなければならない。警告説明には、設備の性能や発生しうる職業病危害、安全操作・維持のための注意事項、職業病防護並びに緊急救護措置等の内容を明記しなければならない。
- 職業病危害が発生しうる化学物質、放射性同位体、放射性物質を含む材料を使用者に提供する場合、中国語の取扱説明書を提供しなければならない。取扱説明書には、製品の特性や主要成分、存在する有害因子、発生しうる危害の結果、安全使用のための注意事項、職業病防護並びに緊急救護措置等の内容を明記しなければならない。製品の包装には、目立った警告表示と中国語の警告説明を記載しなければならない。



三. 企業の職業病防止主体としての責任

(七) 個人用職業病保護具

法令要件

- 職業病危害が発生しうる事業場は、個人用職業病保護具を労働者に提供しなければならない。
- 使用者が労働者個人に提供する職業病保護具は、職業病防止の要件を満たさなければならず、要求を満たさない場合は、使用してはならない。
- (条例) 使用者は、労働者が個人用保護具を正しく使用するよう確保しなければならない。
- (47号令) 使用者は、職業病保護具に対し経常的な維持・保守を行い、保護具の有効性を確保しなければならない。



三. 企業の職業病防止主体としての責任

(七) 個人用職業病保護具

着用対象について

- 関連基準により着用が明確に義務づけられている作業者
- 曝露水準が規制値を超過している作業者
- 自ら着用を希望する者



三. 企業の職業病防止主体としての責任

(七) 個人用職業病保護具

呼吸用保護具の選定

ステップ1: 危害環境を識別し、危害レベルを判断する。

生命及び健康に直ちに危険を及ぼす環境空気の状態(IDLH)であるかどうか。危害係数で一般危害環境の危害レベルを確定する。

ステップ2: 呼吸用保護具の保護レベルを確定する。

指定防護係数(APF): 一種又は一区分の機能に適する呼吸用保護具が利用者の着用に適し、且つ正しく使用されることを前提に、空气中汚染物質の濃度低減が予測される倍数をいう。

ステップ3: 保護レベルが有害レベルより高い呼吸用保護具を選定する。

指定防護係数が危害係数より大きくなければならない。

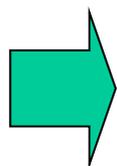


三. 企業の職業病防止主体としての責任

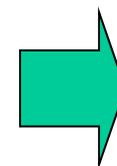
(七) 個人用職業病保護具

聴覚保護具の選定

騒音に曝露する作業者の8時間相当の騒音レベル及び想定保護レベルを確定する



騒音作業者が曝露レベルを下げるために必要とする聴覚保護具の最低SNR値(聴覚保護具単独値の騒音軽減数値)



最低SNR値又はメーカーの公称値をもとに、相応しい騒音軽減効果の聴覚保護具を選定する



三. 企業の職業病防止主体としての責任

(八) 職業健康モニタリング

法令要件

- 職業病危害因子に曝露する作業に従事する労働者に対し、使用者は、国務院安全生産監督管理部門と衛生行政部門の規定に従い、就業前、在職中、退職時の職業健康診断を実施し、診断の結果を書面で労働者に通知しなければならない。職業健康診断の費用は、使用者が負担する。
- 職業健康診断は、省レベル以上の人民政府の衛生行政部門が認可する医療衛生機関が担当しなければならない。
- 使用者は、労働者のために職業健康記録を作成し、所定の期間において適正に保管しなければならない。
- 医療衛生機関は、職業病診断を行うにあたり、省・自治区・直轄市人民政府の衛生部門の許可を得なければならない。労働者は、使用者の所在地、本人の本籍地、常住地で、法により職業病の診断を行う医療衛生機関で職業病の診断を受けることができる。



三. 企業の職業病防止主体としての責任

(八) 職業健康モニタリング

職業健康モニタリングの対象疾病

各健康モニタリング項目には、明確に規定されたモニタリング対象疾病が存在しなければならず、職業病と職業上の禁忌症に分け、以下の原則に基づき対象疾病を確定しなければならない。

- (1) 職業上の禁忌症の場合、モニタリングする職業病危害因子と所定の職業上の禁忌症との関係及び相関性を確定しなければならない。
- (2) 職業病の場合は、国家職業病目録に定められた疾病であって、モニタリングする職業病危害因子と明確な因果関係があり、且つ一定の発症率に達していなければならない。
- (3) 確実なモニタリング手段と医学的検査方法がなければならない。
- (4) 早期発見の場合、介入措置をとれば対象疾病の転帰に有利となる。



三. 企業の職業病防止主体としての責任

(八) 職業健康モニタリング

健康モニタリングを行う職業病危害因子の範囲

- 職業病危害因子目録に収録された因子であって、以下の要件を満たすものは、強制的な健康モニタリングを実施する。
 - (1) 確実に慢性毒性があり、慢性職業病又は慢性健康障害を引き起こす恐れがある。
 - (2) 確実に発がん性がある
 - (3) 確実に急性毒性があり、明確な職業上の禁忌症が存在する。
 - (4) 健康面で特別な要件がある特別作業者
- 職業病危害因子目録に収録された因子であるが、急性毒性のみ有するものは、推奨的な健康モニタリングを実施する。目録以外の因子は、推奨的な健康モニタリングを実施する。



三. 企業の職業病防止主体としての責任

(八) 職業健康モニタリング

職業健康モニタリング対象者の範囲

1. 職業病危害因子に曝露し、強制的な健康モニタリングを受ける必要がある人は、すべて職業健康モニタリングを受けなければならない。
2. 職業病危害因子に曝露し、推奨的な健康モニタリングを受ける必要がある人は、原則として使用者の手配により健康モニタリングを受けなければならない。
3. 職業健康モニタリングを必要とする作業に直接従事していないが、作業において直接曝露者と同様若しくはほぼ同様の曝露を受けている場合は、職業的曝露と見なさなければならず、直接曝露者と同様に健康モニタリングを受ける必要がある。
4. 曝露を受けた集団又は個人が健康モニタリングを受ける必要があるかどうかを判断する最低曝露レベルを定めなければならず、主には作業場の有害因子の濃(強)度と個人の累計曝露期間に基づく。



三. 企業の職業病防止主体としての責任

(八) 職業健康モニタリング

職業健康モニタリング記録

職業健康モニタリング記録は、次に掲げる内容を含む。

- (一) 労働者の氏名、性別、年齢、原籍地、婚姻状況、学歴、趣味など
- (二) 労働者の職歴、既往歴、職業病危害の曝露歴
- (三) 毎回の職業健康診断の結果と対処状況
- (四) 職業病の診断・治療に関する資料
- (五) 職業健康モニタリング記録として保管する必要があるその他関連資料



三. 企業の職業病防止主体としての責任

(八) 職業健康モニタリング

職業健康診断後のフォローアップ

- (一) 就業前健診を受けていない労働者を、職業病危害がある作業に従事させてはならない。職業上の禁忌症がある労働者を、その禁忌にかかわる作業に従事させてはならない。職業上の禁忌症がある労働者は、もとの部署から異動する、又は一時的に離脱する。
- (二) 健康障害がその従事する職業と関係する可能性がある労働者については、もとの部署から異動させ、適切な配置を行わなければならない。
- (三) 再検査が必要な労働者については、職業健康診断機関が指定する時間に従って再検査と医学的観察を手配する。
- (四) 職業病が疑われる労働者については、職業病健康診断機関のアドバイスに従って医学的観察又は職業病診断を手配する。
- (五) 職業病危害がある部署については、直ちに労働条件の改善や職業病防護施設の整備を図り、国家規格に適合する職業病保護具を労働者に配備する。
- (六) 退職前健診を受けていない労働者については、締結した労働契約を解除又は終了してはならない。



三、企業の職業病防止主体としての責任

(九) 研修の管理

法令要件

使用者は、労働者に対し、就業前の職業衛生研修と在職期間の定期的な職業衛生研修を行い、職業衛生の知識を普及し、労働者が職業病防止に関する法令、規則、作業手順を守るよう促し、労働者が職業病防護設備や個人用職業病保護具を正しく使用するよう指導しなければならない。



ご指摘ご叱正をお願い致します。